事業報告書(様式)

1 借受•転貸状況

(1)令和3年度の借受・転貸面積

				3月末までに権利発生したもの(※2)			左記の期間(※5)			左記以外で3月末までに公告したもの (※3))	左記の期間※5							
			権利の	種類別	類別 地目別(※4)		彭	定期間	引				種類別	地目別			設定期間別						
			賃借	使用貸借	田	畑(樹園地以外)	畑 (樹園地)	1年未満		6年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上		賃借	使用貸借	田	畑(樹園地以外)	畑 (樹園地)	1年未満	1年以上 6年未満	6年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上
佳	受面積	441	367	74	368	72	1	-	25	23	352	40	37	34	3	28	9	ı	_	2	5	21	8
較	貸面積(※1)	502	403	100	441	61	1	-	40	85	338	39	29	27	3	21	9	ı		2	5	14	8
	うち新規集積面積(※1)	180	140	39	166	12	1	-	11	48	119	2	3	3	-	1	2	_	_	_	_	2	_

- ※1:「転貸面積」、「うち新規集積面積」には、過年度に機構が借り入れて、令和3年度に転貸したものを含む。
 - 「うち新規集積面積」には、特定農作業受託により既に担い手が農作業を行っていた農地は含まれない。
- ※2:過年度に農用地利用集積計画を公告し、令和3年度に権利発生したもの及び過年度に農用地利用配分計画を認可公告し、令和3年度に権利発生したものを含む。
- ※3:令和3年度の3月末までに公告し、翌年度に権利発生する面積を記載すること。 なお、公告は、「借受面積」については、農用地利用集積計画を公告したもの、「転貸面積」については、農用地利用配分計画を認可公告(集積計画一括方式の場合は集積計画を公告)したものとする。
- ※4:登記簿地目ではなく、現況地目で区分し記載すること((2)でも同様)。
- ※5:農地中間管理権の取得又は権利の設定等を行った期間を整理。

(2)累計(令和3年度末時点)

	累計	権利の	権利の種類別 地目別				残期間別(※2)						地域類型別	
	(ストック)	賃借	使用貸借	田	畑 (樹園地以外)	畑 (樹園地)	1年未満	1年以上 6年未満	6年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	平地 農業地域	中山間 農業地域	
借受面積(①)		4,222	906	4,841	280	1	6	3,140	1,686	178	111	385	4,74	
うち転貸面積(②)	5,067	4,199	868	4,815	244	1	6	3,139	1,656	160	102	384	4,683	
うち新規集積面積	1,704	1,532	172	1,587	115	1	3	966	626	60	48	106	1,59	
うち機構が管理している面積	61	23	38											
うち作業委託で管理している面積	3	1	1											
うち条件整備中の面積	39	1	37											
うち新規就農者等へ転貸するために確保した面積 (※1)	20	20	-											
転貸率②/①	99%	_												

- ※令和3年度の3月末までに権利発生したものを記載すること。
- ※1:新規就農者、新規参入者等へ転貸する目的であらかじめ中間保有している全面積を記載すること。
- ※2:令和3年度の3月末時点の残期間で区分し記載すること。
- (3)遊休農地の借受・転貸面積(令和3年度)

	3月末までに権利 発生したもの (※2)	左記以外で3月 末までに公告し たもの (※2)
借受面積	0	0
転貸面積(※1)	0	0

- ※1:「転貸面積」には、過年度に機構が借り入れて、令和3年度中に転貸したものを含む。

2 転貸先の状況(令和3年度事業分)

転貸先	経営体数	転貸面積
(1)地域内の農業者	201	497
①認定農業者	134	442
うち個人	42	58
うち法人	92	384
うち企業 担い手(※1)	33	173
うち農外から参入した企業	2	0
②認定新規就農者	33	23
③基本構想水準到達者	2	1
④認定農業者等以外の農外から参入した企業	-	0
⑤その他	32	31
(2)地域外からの参入者	7	6
うち個人	3	0
①認定農業者 担い手(※1)	_	0
②認定新規就農者	2	0
③基本構想水準到達者	_	0
④その他	1	0
うち法人	4	5
①認定農業者	1	2
②認定新規就農者 担い手(※1)	-	0
③基本構想水準到達者	-	0
④その他	3	3
うち企業	4	5
うち農外から参入した企業	2	2
(3)人・農地プランの中心経営体(※2)	145	406
(4)新規参入	26	12
①個人	22	8
②法人	4	4
うち企業	4	4
(1)+(2)の合計(※3)	208	502

- ※1:担い手の範囲には集落営農経営も含めるが、転貸先とはならないため、本表では不掲載。
- ※2:実質化されているか否かにかかわらず、人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者を カウントすること。また、担い手かつ中心経営体の場合もカウントすること。
- ※3:経営体数の欄は、複数地域で農地の転貸を受け、各地域で計上され重複している経営体であって も、1つの経営体としてカウントすること。
- 3 市町村別(又は地域別)の借受·転貸状況及び担い手への集積の状況 別表のとおり

4 経費等の状況(令和3年度事業分)

賃料支払	212,001,532
賃料収入	212,001,532
差引賃料支払	0
賃料支払	315,942
管理·保全費支払	2,114,013
条件整備費支払 (土地改良区への支払)	710,936
運営費支払	111,881,531
業務委託支払	22,449,248
合計	115,022,422
単年度借入面積1ha当たりの単価	260,822
累計借入面積1ha当たりの単価	22,430
条件整備費借入	0
新規借入	
返済	
I I	

5 優良事例

(1)効率的・効果的に進んでいる市町村・地域の例とその要因

別紙のとおり

借入残額

(2)機構自身の創意工夫

機構関連農地整備事業等による基盤整備と担い手誘致を農地所有者等に働きかけを行っている。 新規就農者の確保は、研修事業と研修後の農地確保が必須であるため、機構が当初から事業計画に参 画するとともに、地元に精通した地域駐在コーディネータの積極的な関与により、円滑な農地確保・集積に 繋がるよう務めた。

また、利用権の終期を迎える法人を市町・農業委員会へ提供し、意向確認を行うとともに各農林事務所に対して情報提供を行った。

(単位:ha)

						<u> </u>
市町村 (又は細分化)	機構 借受面積 (ストック) ①	機構 転貸面積 (ストック) ②	2/1	耕地 面積 ③	担い手 利用面積 ④	4/3
広島市	102.0	101.0	99.0%	2,540	221	8.7%
呉市	7.0	7.0	100.0%	2,170	44	2.1%
竹原市	39.0	39.0	100.0%	544	63	11.6%
三原市	388.0	388.0	100.0%	4,290	1,199	28.0%
尾道市	83.0	83.0	100.0%	3,040	418	13.7%
福山市	44.0	44.0	100.0%	3,520	230	6.5%
府中市	87.0	87.0	100.0%	941	169	18.0%
三次市	676.0	662.0	97.9%	5,760	2,055	35.7%
庄原市	329.0	329.0	100.0%	6,930	2,041	29.5%
東広島市	968.0	968.0	100.0%	7,050	1,626	23.1%
廿日市市	58.0	58.0	100.0%	795	113	14.2%
安芸高田市	774.0	735.0	95.0%	4,250	1,287	30.3%
江田島市	5.0	5.0	100.0%	534	40	7.6%
熊野町	0.0	0.0	_	202	0	_
安芸太田町	31.0	31.0	100.0%	557	86	15.5%
北広島町	589.0	585.0	99.3%	3,660	1,744	47.6%
大崎上島町	6.0	6.0	100.0%	582	80	13.8%
世羅町	808.0	806.0	99.8%	3,240	1,519	46.9%
神石高原町	134.0	133.0	99.3%	1,960	467	23.8%

担い手不在地域への企業経営体の参入

		区の概要 なび課題	都市近郊の平坦地で放棄地が増加しつつ		ぶ点在するか	く田サ	也带。基型	^{搖整備未実於}	色で担い手	不在のため、耕作		
	地	2域類型	□平地	中	山間地域	[✓ その他	(都市的均	也域)		
	地区	の農地面積		7.4	ha ha(整備後)		作	付作物		水稲		
		重点実施区域	□全域指定	<u></u>	部指定	4	未指定	指定	している場	合は、区域名↓		
	0	指定状況	重点実施区域の面積		ha			の借入面積 点の借入面積				
1.1			借入面積	2 ha				入時期		H30.12.18		
地 区	機構	持活用面積	転貸面積		2 ha		転	貸時期	H3	1.1.28, R3.4.8		
の			新規集積面積		2.0 ha							
概要			機構活用				\rightarrow	<u></u>	機構活用後			
要		い手の		0			\rightarrow			2 ha		
	集積四	面積•集積率		0.0	%		\rightarrow		2	7.0 %		
		型い手の 回経営面積		0	ha/経営体		→	2 ha/経営体				
		型い手の 均団地数		0	団地		→			2 団地		
		型い手の 回団地面積			ha/団地		→			1 ha/団地		
	遊休	農地面積	` +	0.6			→			0.3 ha		
	曲事が	ころから転貸え	│		消面積 経営体	典地	0.3 ha バンクから転貸を受けた参入企業数 0経営体					
	長地ハ	ングから転員で		U和								
		地プランの	実質化済		□ 実質化の	ハプス	E有		質化の予定領	#		
	実質	【化の状況	 将来の農地の利用地図	図の作成の	の有無 □ 有		☑ 無					
	-		機構活用					±		\$ (D2年)		
			経営体数		0年) 46 経営体		,	 経営位		45 経営体		
	 終労/	体数の堆段	(うち担い手数)		-	である		1 経営体				
	経営体数の推移 		(うち機構から転貸を受けた経営体	本数)	0 経営体 0 経営体		(-	うち機構から転貸を		1 経営体		
経営体の状況	事 仮	経営体の概要	非担い手46件) 5	法人経営体A 手担い手44作	4(露地野菜			
				の掲載(] HJ	<u>↑</u> 1/1				
		盤整備の実施				. ~_						
		実施時 事業名	***									
基			·									
基 盤 整 備		工種					→					
金 借	有		*				<u> </u>					
の	5	, i	<u>☆ </u> 事例地区と基盤整備 [;]	州区が5	完全に一致!	<i>.†:</i> 1	1場合け	以下の項目	まお記載			
状	-	其	盤整備地区内の農地		ルエル 双し	J. Q. U	-河口105·	、	ᅺᆫᆸᆫᆍᄊ			
況	, 定				借入面	i積			転貸面和	書		
		基	盤整備地区内の機構活	用面積	新規集積				T44 民 四 1			
		基	盤整備地区内の担し 集積面積・集積率		/ VU / N		-	→				
-	. 1	1										

		【令和2年度】交付額:O,OOO千円 【令和3年度】交付額:O,OOO千円 交付面積:O.Oha 交付面積:O.Oha
協	地域集積協力金	【活用方法】
別力金の活用	経営転換協力金	【令和2年度】交付額: O,OOO千円 【令和3年度】交付額: O,OOO千円 交付面積: O.Oha 交付面積: O.Oha 交付者数: O戸 交付者数: O戸
用	耕作者集積協力金	【平成30年度】交付額: 〇,〇〇〇千円 交付面積: 〇.〇ha 交付者数: 〇戸
	機	 構活用前(H30年) 機構活用後(R3年)
農地利用図		
現場写真等		
取 組 事	取組事例の ポイント	・機構コーディネータと地元農業委員が地元調整を行い、担い手不在地域への企業経営体の参入を支援。 ・当初参入した経営体の撤退後、機構コーディネータが新たな企業経営体の参入を支援。
事例のポイン	取組事例の 概要	福山市は、県外の企業経営体から参入の要望を受け、農業委員会が持つ担い手不在地域の情報をもとに、まとまった農地が確保可能な地域を選定し、紹介した。機構コーディネータと地元農業委員が地元との調整を行い、参入が実現したが、生産がうまくいかず撤退することとなった。機構が借受希望者に紹介したところ県内の企業経営体が参入することとなった。
ント・具体的な取組内容等	具体的な 取組内容	①福山市は、県外で露地野菜を生産する企業経営体から参入の要望を受け、農業委員会が持つ担い手不在地域の情報をもとに、まとまった農地が確保可能な地域を選定した。②機構コーディネータは、地元農業委員と連携し、農地所有者への説明や貸借条件等の調整を行い、まとまった貸付希望農地を確保した。③参入した経営体が生産を開始したが、水田での露地野菜生産の技術が不十分であったため、生産がうまくいかず撤退することとなった。④機構は借受希望者の中から水田での露地野菜生産の実績がある担い手に紹介したところ、県内の企業経営体が参入することとなった。⑤機構コーディネータは地元農業委員と連携し、農地所有者への説明や貸借条件等の調整を行うとともに、農地の権利移転手続きを支援した。

	取組内容	
取組の行程	取組時期 (中・R〇〇〇) (取組の発端から提出現在の状況まで、誰が、誰に対してどういう目的で何を行ったかを 用・30.9 県外の企業経営体が福山市へ参入の相談 神辺町箱田地区を選定し、機構コーディネータと地元農業委員に協力を要請 用・30.10 農地所有者への説明と賃借条件の調整 県外の企業経営体が営農を開始 R2.8 県外の企業経営体が当農を開始 R2.10 機構が借受希望者に紹介 R2.11 限2.12 農地所有者への説明と賃借条件の調整 R3.4 県内の企業経営体が営農を開始	月確に記載してください。)
取組の成果	地区内農業の変化 担い手不在地域に新たな担い手が参入したことにより、遊休農地の解消と発生防止につなっ 出し手・受け手・関係者の声 ・(出し手)担い手が撤退しても機構が借り受けたまま新たな担い手を探索するため、安心感がある・(受け手)機構に借受希望を出すことで、まとまった農地を紹介してもらうことができた。	
関係機関とその役割事例に携わった	【福山市, 福山市農業委員会】 農地紹介 【推進委員・農業委員】 戸別訪問による意向確認・同意徴取(機構コーディネータと連携) 【機構コーディネータ】 借受希望者との貸借条件の調整	

令和3年度 農地中間管理事業の評価意見書

	項 目	評 価・ 意 見・ 改善事項
	1. 事業実績	
I	 (1)集積面積 事業計画1,400haに対し, 実績は502ha うち新規集積面積は180ha 国が示した年間集積目標に対する機構の寄与度:中四国5位(全国26位) 	・実績が目標の半分以下となっているが、これは計画面積自体が広島県の条件不利性に合致していないためである。実績自体は本県の農業条件の不利性のもとでかなり健闘した結果であると言いたい。 ・機構は新規集積に貢献している。今年度が中四国で5位である要因としては、本県は農地中間管理事業開始当初から積極的に集積が行われていたこともあり、現在はある程度落ち着いた状況であるとも捉えることができる。
実績評価	 (2)県重点推進項目別実績 ① 産地育成につながる大規模な農地集積(4経営体、32ha) ② 新規就農者・認定農業者等への農地集積,分散錯ほの解消(65経営体、207ha) ③ 集落法人の付替・規模拡大・ 	・4経営体への32haの集積であるが、これらの経営体はすべて地域 農業との良好な関係を結びながら積極的に企業的な経営の展開を 企図する農業経営体であり、今後の成長も含めて評価に値する。 ・本県は生産意欲の高いUターン・Iターン新規就農者が結集してい る状況にあり、これらに対する農地の実績は、地域農業の持続性を 高めるうえで重要な成果である。 ・集落法人への付替・規模拡大については、本県における集落法人
	新設 <u>(139経営体, 295ha)</u>	がおおむね世代交代の時期にあって、その再編過程のなかで農地を維持するうえで重要な取組であると言える。
	2. 推進活動について	
	(1)産地育成につながる大規模な 農地集積	・農業委員会、地域の協議会組織や農協等とが連携して借り手・貸し手のニーズの把握とマッチングが行われており、このことが成果を生んでいることが見受けられる。 ・とりわけ、基盤整備事業と連動した農地集積や、農業委員会・農協との連携は、地域農業の持続性をより高める取組として引き続き行っていただきたい。
Ⅱ 推進活動へ	(2)新規就農者・認定農業者等へ の農地集積,分散錯ほの解消	・各市町や農協が行っている新規就農者育成事業と機構事業との連携は重要であり、これらが効果を発揮している事例が少なからずみられる。 ・今後は貸し手の存在形態も多様化する様相を呈している中で、中間保有機能を活かした就農地の提供はますますニーズが増すことが予想される。 ・地域段階での集約化可能な農地の掘起こしや担い手の具体的な
の意見	(3)集落法人の付替・規模拡大・	- 地域段階での集制化可能な展地の掘起こして担い子の具体的な ニーズ把握とマッチング、大規模団地計画との連携、担い手間の分 散錯ほの解消,新規就農者育成対策との連携等について、引き続 き関係者の協力の下で進められたい。 ・コロナ禍で集落内での対面での話し合いが制限されており、人・農
	新設	地プラン等の話し合いが進んでいない中で、どのようにターゲットを 絞って取組を進めるかの検討が重要となってくると思われる。

	項	目		評	価	•	意	見	•	改善事項	Į	
	3. 推進体制につ	ついて										
	(1)事業推進 ① 機構 (財団・CI	D•市町等業務委託)	・CDが積板に見受ける 成果が出り 備は急務る	られる。 こくい点	半面、 は注	CD0	の成り	手の研	雀保な	が困難なり	也域におし	て、
1 推進	② 関係機関 (市町・農 良区)	との連携 業委員会・県・JA・改	• JA営農指域、特に水では連携に 通り、島し	く田地帯 本制が構	で大	型の!	集落流いるな	大人がアースを	地域 がみ	農業を担 られるが、	っているは	易合
体制への	③ 農業者と	の連携	・各担当者 見交換をし									
意見	(2)農地管理 ① 賃借料徴	·収支払·契約変更	・現状では ケースが均 な支援体制	曽えてい	くにま	うたっ	て、機	機構の	処理			
	② 機構法等	への適切な対応	・事務処理 スの原則! 重要である	こ従いて					- •			
IV	4. 令和4年度の	実施方針について	・事業実績 る。	や活動	の成	果,認	果題等	を踏る	まえ,	適正な対	応となって	てい
今後の対応			・機構事業 関係機関の れる。									
心への意見			・農地関連 連携して行			る令和	115年	度の流	去施彳	テの準備を	を関係機関	関と
	広島県は、経営制	讲地面積に占める中↓	間地域の	比率が9	0%近	<u> ز</u> اك	全国で	最も高	高く、	東北地方	や北陸地	方な

どと異なりまとまった農地を集積することが難しい地域である。このようななかで、機構においては、多様な 担い手のニーズに対するマッチングとともに、ニーズの掘り起こしなども含めたコーディネート能力の強化を 行っていただきたい。

総 具体的には、担い手となりうる個人(Uターン、Iターン)や組織(農業参入企業、家族経営発展型農業法人) 合 などへの担い手育成体制の構築方策も検討されたい。

評

も連携して担い手の底上げに貢献されたい。また昨今、JAグループ広島においても県と同様にマネジメン 意ト、マーケティング、イノベーションといったキーワードで営農指導事業が進められていることから、このような 見基本的考え方を共有しつつ連携体制の構築が望まれる。